

1. はじめに

平成28年8月8日（月）から神指町大字南四合字幕内東の全部及び神指町大字南四合字幕内南の一部が「幕内南町（まくうちみなみまち）」に、門田町大字飯寺字村西の一部が「飯寺北一丁目（にいでらきたいっちょうめ）」に、また、城南町通り（市道幹I-19号）以南の住吉町にも住居表示が実施されます。

住居表示を実施しますと、皆さんの住んでいる地域の住所や本籍などはこれまでと違った表し方になります。そこで、「住所や本籍などはどのような表し方になるのか」「住所が変わることによりどのような手続きが必要になるのか」など皆さんが疑問に思われることを冊子にまとめました。

住居表示は、皆さんの住所をよりわかりやすいものにするための制度です。この制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

2. 住居表示とは

これまでの住所は、「神指町大字南四合字幕内東123番地」のように土地の地番を用いて表してきました。しかし、地番はもともと居住の状況ではなく「土地の所有者は誰なのか」をはっきりさせるための番号であり、地番を住所として使うと財産の移動（分筆、合筆、土地の境界変更）等により枝番（123番地の1）が発生するなど番号が複雑になり、分かりにくくなる場合があります。

こうしたことを解消して、わかりやすい住所を設定するために昭和37年に法律によって定められたのが住居表示制度です。

まず、住居表示では、町の中を道路や河川で囲まれたブロック(街区)に分け、「街区符号(○番)」を決めます。次に、街区ごとの周囲に10m間隔で時計回りに基礎番号を付け、建物の主な出入り口がどの基礎番号にあたるかにより「住居番号(○号)」を決めます。（⇒3ページ参照）

新しい住所の標記は「**幕内南町1番2号**」などとなります。

この例では、「**幕内南町**」が町名で、「**1番**」が街区符号、「**2号**」が住居番号となります。街区符号や住居番号の付け方に決まりがあるので、住所として見つけやすく、分かりやすいものとなります。

3. 住居表示が実施されると

住居表示が実施されると、皆さんの住んでいる地域の住所や本籍、郵便番号、不動産の表示が次のように変わります。

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。

会津若松市	<u>幕内南町</u>	<u>〇番</u>	<u>〇号</u>
	<u>飯寺北一丁目</u>	<u>〇番</u>	<u>〇号</u>
	<u>住吉町</u>	<u>〇番</u>	<u>〇号</u>
	新町名	街区符号	住居番号

(2) 郵便番号は以下のとおりとなります。

町名	郵便番号
幕内南町	965-0849
飯寺北	965-0848
住吉町	965-0855

※ 住吉町の郵便番号は、変わりません。

※ 飯寺北一丁目は、飯寺北の郵便番号をご使用ください。

※ 新しい郵便番号は、平成28年8月8日以降にご利用ください。

(3) 本籍の表示は新町名と地番で表示します。（実施区域内に本籍のある方）

会津若松市	<u>幕内南町</u>	<u>〇〇〇番地〇</u>
	<u>飯寺北一丁目</u>	<u>〇〇〇番地〇</u>
	<u>住吉町</u>	<u>〇〇〇番地〇</u>
	新町名	地番

※ 枝番がつかない地番は「〇〇〇番地」となります。

※ なお、本籍の表示については、住居表示実施後、届出（転籍届）によって新しい住居表示の街区符号で表示することもできます。

例) 住居表示:幕内南町1番2号 → 本籍:幕内南町1番

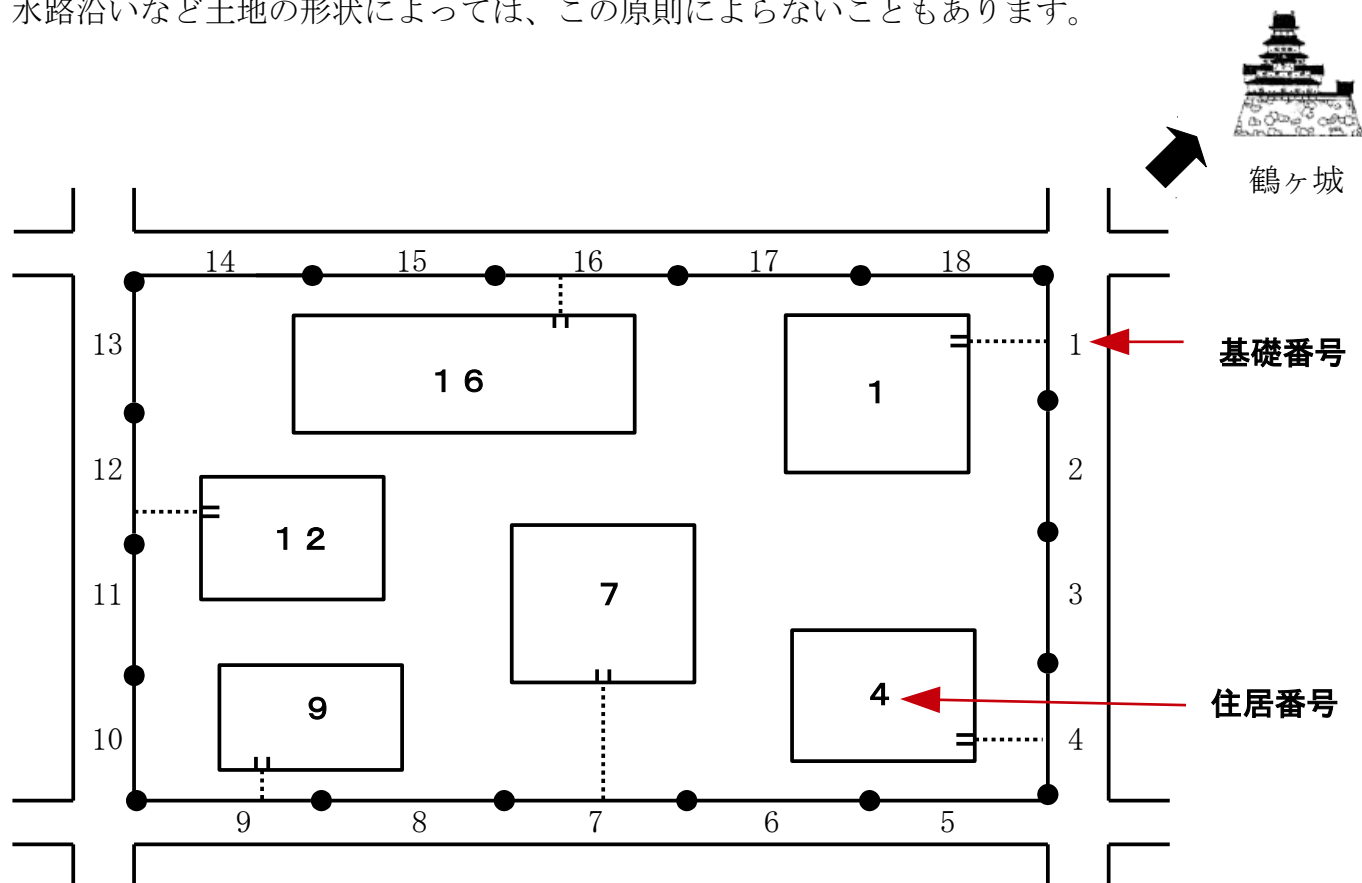
(2) 住居番号

街区ごとに、周囲に10 m間隔で順番に基礎番号を付けます。

住居番号は、建物の**主な出入口**がどの基礎番号に当たるか、によって決まります。

(この番号を住居番号といい「○号」で表します)

水路沿いなど土地の形状によっては、この原則によらないこともあります。



5. 住居表示変更通知書

「住居表示変更通知書」とは、あなたの新しい住所をお知らせするものです。

この通知書は、住居表示実施前に郵送でお届けします。

なお、住居表示変更に伴う諸手続きの際の証明書としても使用できますので、大切に保管してください。

〒
会津若松市

様

通 知 書

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

氏 名 又 は 名 称		
住所 居 所 施設の場所	の表示	実施前 会津若松市
		実施後 会津若松市
住居表示の実施期日		年 月 日

年 月 日

会津若松市長

※この通知書は、実施期日の平成28年8月8日からお使いください。

<お問い合わせ先>

会津若松市役所 市民課総務グループ 電話 0242-39-1229 (直通)

6. 本籍更正通知書

「本籍更正通知書」とは、あなたの本籍を変更したことをお知らせするものです。今回の住居表示実施区域内に戸籍の本籍がある方には、住居表示実施後に郵送でお届けします。

※ なお、土地の分筆等により新本籍として該当する地番がない場合は、職権で修正できませんので、住居表示実施後、転籍届により本籍を変更することになります。（該当する方には、別途お知らせします）

年 月 日

〒

会津若松市

様

福島県会津若松市長

本 籍 更 正 通 知 書

地方自治法第260条第1項の規定に基づく住居表示の変更により、あなたの本籍を下記のとおり更正しましたので通知します。

筆 頭 者		
本 籍 の 表 示	実 施 前	福島県会津若松市
	実 施 後	福島県会津若松市
住 居 表 示 の 実 施 期 日		年 月 日

○本籍を変更した人の氏名

(順不同)

会津若松市役所
市民課 戸籍グループ
TEL 0242-39-1230 (直通)

7. 住居表示変更証明書

「住居表示変更証明書」とは、各種住所の変更手続きにおいて、あなたの住所が住居表示により変更になったことを証明するものです。

この証明書は、市役所市民課総務グループ、各市民センター、北会津支所・河東支所において実施日（平成28年8月8日）から、必要な枚数を**無料**で発行します。

申請するときは、本人確認できる書類（運転免許証・保険証など）をお持ちください。

証 明 書

氏名、名称又は施設の名称		
住所 居所 施設の場所	の表示	実施前 会津若松市
		実施後 会津若松市
住居表示の実施期日		年 月 日
<p>住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、上記のとおり住居表示の変更があったことを証明願います。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者</p> <p>福島県会津若松市長</p>		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

福島県会津若松市長

8. 住居表示実施に伴う住所の変更について

住居表示の実施に伴い、市役所や他の公共機関等において職権で書き換えるものと、皆さんにご自分で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

お手数ですが、それぞれ定められた手続きをしていただきますようお願いいたします。

なお、参考までに主なものを記載しましたので、ご覧ください。

● 市役所で自動的に書き換えられる主なもの（住所変更手続きは不要です）

項 目	変 更 欄	内 容
○住民票 ○戸籍の附票 ○印鑑登録原票	住所欄	市民課で、新しい住所に書き換えます。
○戸籍簿	本籍欄	市民課で、新町名に書き換えます。
○後期高齢者医療被保険者証 ○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ○後期高齢者医療特定疾病療養受療証 ○国民健康保険被保険者証 ○国民健康保険退職被保険者証 ○国民健康保険高齢受給者証 ○国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 ○国民健康保険特定疾病療養受療証	住所欄	国保年金課で、新しい住所に書き換えたものを郵送します。
○介護保険被保険者証 ○介護保険負担割合証	住所欄	高齢福祉課で、新しい住所に書き換えたものを郵送します。
○子ども医療費受給資格証 ○ひとり親家庭医療費受給資格証	住所欄	こども家庭課で、新しい住所に書き換えた資格証を郵送します。
○支給認定証	住所欄	こども保育課から、新しい支給認定証を交付します。
○こどもクラブ利用申請書	住所欄	こども保育課で、新しい住所に書き換えます。
○固定資産税課税台帳・補充課税台帳	所在欄	税務課で、新しい所在に書き換えます。
○法人市民税課税台帳	本店所在地欄	税務課で、新しい所在地に書き換えます。
○原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車(農耕用、その他) の所有者台帳	住所欄 所在地欄	税務課で、新しい住所（法人は所在地）に書き換えます。
○納税通知書	住所欄	税務課で、新しい住所（法人は所在地）に書き換えます。
○水道給水使用者台帳	住所欄	水道部総務課で、新しい住所に書き換えます。
○給水装置工事台帳	住所欄	水道部施設課で、新しい住所に書き換えます。
○清掃手数料（し尿くみ取り）	住所及びくみ取り 所在地	廃棄物対策課で、新しい住所に書き換えます。

項 目	変 更 欄	内 容
○下水道使用料 (地下水のみ使用の方に限る)	水栓所在地 納付書送付先 口座振替領収書 送付先	下水道課で、新しい住所に書き換えます。
○排水設備確認申請書	設置場所	下水道課で、新しい住所に書き換えます。
○市営墓地使用者台帳	本籍・住所欄	花と緑の課で、新しい本籍・住所に書き換えます。
○畜犬登録原簿	住所欄 (飼い主・犬)	健康増進課で新しい住所に書き換えます。
○認可保育所、認定こども園、地域型 保育事務所、子ども・子育て支援制 度に移行した幼稚園への連絡		こども保育課より各施設に住居表示の変更を連絡します。
○学区 ○市立学校への連絡	学区の変更はありません。 教育委員会より市立の学校へ住居表示の変更を連絡します。	

※子ども・子育て支援制度に移行しない幼稚園（会津ザベリオ学園幼稚園、中沢学園菅原若葉幼稚園、堀内学園富岡幼稚園）については、ご自分でご連絡をお願いします。

※市立以外の小学校・中学校・高等学校へは連絡されませんので、ご自分でご連絡をお願いします。

● 法務局で自動的に書き換えられるもの（住所変更手続きは不要です）

項 目	変 更 欄	内 容
○土地登記簿 ○建物登記簿	表題部の所在欄	福島地方法務局若松支局で変更後の町名に書き換えます。ただし、 所有者・債務者・抵当権者等の住所は自動的に変わりませんので、住所変更手続きが必要になります。

● 年金事務所で自動的に書き換えられるもの（住所変更手続きは不要です）

項 目	変 更 欄	内 容
○国民年金を受給されている方、及び 国民年金第1号（ご自身で保険料を お支払いしている方）で加入	住所欄	年金事務所で新しい住所に書き換えます。
○厚生年金を受給されている方		

● N T Tで自動的に書き換えられるもの（住所変更手続きは不要です）

項 目	内 容
○電話の設置場所住所	N T Tで新しい住所に書き換えます。

● 若松ガスで自動的に書き換えられるもの（住所変更手続きは不要です）

項 目	内 容
○若松ガス利用者の登録名簿	若松ガスで新しい住所に書き換えます。

●平成 28 年 8 月 8 日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただく主なもの

【会津若松市役所】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
○個人番号通知カード	○通知カード ○申請者の本人確認書類 ○申請者の印鑑	市民課 TEL (0242) 39-1229	実施日以降、すみやかに手続きをお願いします。	○本人 ○同一世帯の方 ※上記以外の場合 は、当事者本人の 本人確認書類及び 委任状が必要
○個人番号カード (ICチップ内蔵) ※券面更新前でも引き続きコンビニサービスをご利用できます。	○個人番号カード ○申請者の本人確認書類 (本人以外の同一世帯員 が申請する場合) ○申請者の印鑑 ※暗証番号の入力が必須。 忘れた場合は、暗証番 号の変更が必要(本人 のみ申請可)。			○本人 ○同一世帯の方
○住民基本台帳カード (顔写真付のものに限 る) ※券面更新前でも引き続きコンビニサービスをご利用できます。	○住民基本台帳カード (顔写真付のものに限 る) ○窓口で申請する方の 印鑑 ○窓口で申請する方の 本人確認ができる書類 ※暗証番号の入力が必須。 忘れた場合は、暗証番 号の変更が必要(本人 のみ申請可)。			○本人 ○同一世帯の方
○在留カード、または、 特別永住者証明書 (外国人登録証明書)	○住居表示変更通知書 ○在留カード、または、 特別永住者証明書 (外国人登録証明書) ※本人以外の方の場合、 本人確認ができる書類			

事項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
○墓園(墓地)使用許可書	○墓園(墓地)使用許可書 ○住居表示変更通知書	花と緑の課 TEL (0242) 39-1262	実施日以降、 すみやかに手 続きをお願い いたします。	○本人 ○本人から依頼さ れた方
○入札参加資格登録	●法人の場合 ○本店の住所が変わる場 合 ・変更届 ・登記事項証明書の写し (申請日より3ヶ月以内 のもの) ○委託先の住所が変わる 場合 ・変更届 ・委任状 ●個人の場合 ・変更届	契約検査課 TEL (0242) 39-1212	実施日以降、 すみやかに手 続きをお願い いたします。	○本人 ○代理人
○身体障がい者手帳 ○精神保健福祉手帳 ○自立支援医療受給者証 ○障害福祉サービス受給 者証	○住居表示変更通知書 ○受給者証 ○印鑑 ○個人番号通知カード又 は個人番号カード ○代理人が申請する場合 は代理人の身分証明書	障がい者支援課 TEL:(0242) 39-1241	実施日以降、 すみやかに手 続きをお願い します。	○本人 ○本人から委任さ れた方
○療育手帳	○住居表示変更通知書 ○手帳			
○重度心身障がい者医療 費助成受給者証	○住居表示変更通知書 ○受給者証 ○印鑑			

【会津図書館】

事項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる人
(会津図書館) ライブラリーカード ※住民基本台帳カード をライブラリーカードと して使用されてい る方も含む	○住居表示変更通知書 または、住居表示変更 証明書 ○本人確認ができる書類 (運転免許証、保険証、 学生証等) ※ただし、小学生以下 の方は本人確認書類は不要	会津図書館 TEL (0242) 22-4711	実施日以降、す みやかに手続 きをお願いいた します。	○本人

【年金】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
○厚生年金に加入、及び 国民年金第3号で加入	勤務先での手続きになります。 詳細につきましては、勤務先へお問い合わせください。			
○共済年金・恩給・基金 等を受給及び加入	お手数ですが、各共済組合・恩給局・基金等へ直接お問い合わせください。			

【電気】

<p>①東北電力のコールセンター(Tel 0120-175-466)へ電話をかけて「住居表示の実施により、住所が変更になった」と伝えてください。</p> <p>②次に、検針時に届く「電気ご使用量のお知らせ」を見てお客様番号と氏名を申し出てから、新しい住所を伝えてください。</p> <p>◎電話の受付時間 ○月～金(祝日除く) 午前9時～午後8時 ○土(祝日除く) 午前9時～午後5時</p> <p>※東北電力会津若松支社の窓口においても手続きができますが、その際には、必ず「電気ご使用量のお知らせ」をお持ちください。</p>

【自動車運転免許証】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
○自動車運転免許証	○自動車運転免許証 ○住居表示変更通知書 ○本籍更正通知書 (住居表示実施区域内に本籍を置かれている方は、本籍の変更手続きが必要です)	会津若松 警察署 Tel22-5454 ※下記機関でも 申請できます	実施日以降、すみやかに手続きをお願いします。	○本人 ○同居の家族

«その他申請できる機関» ※受付時間：平日(祝日を除く) 8:30～17:00

- 福島運転免許センター 所在地 福島市町庭坂字大原1番地の1
電 話 (024) 591-4372
- 郡山運転免許センター 所在地 郡山市大槻町字美女池上14番地の6
電 話 (024) 961-2100
- 福島県内の各警察署

※同居のご家族の一人が、ご家族全員分の自動車運転免許証と必要書類をお持ちになっていただくと、まとめて手続きをすることができます。

※「車庫証明」について、住所変更手続きは不要です。

【自動車・軽自動車・二輪車の車検証】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)
○軽二輪 (125cc超～250cc以下)	詳細につきましては、 右記の申請先へ直接お 問い合わせください。	(一社) 全国軽自動車協会連合 会福島事務所 福島市吉倉字谷地 16 番地の 7 Tel (024) 546-2577	実施日以降、すみや かに手続きをお願い します。

◎ お手数ですが、詳細につきまして申請先へご確認のうえ、お手続きください。

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
○普通自動車 ○二輪小型自動車 (250cc超～)	○住居表示変更通知書 又は、住居表示変更 証明書 ○車検証 ○使用者の印鑑 ○所有者の印鑑	福島運輸支局本庁舎 福島市吉倉字吉田 54 番地 Tel (050) 5540-2015	実施日以降、すみ やかに手続きを お願いします。	○所有者 又は使用者 ○代理人 (委任状が必要 です。)

◎ お手数ですが、詳細につきまして申請先へご確認のうえ、お手続きください。

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
○軽自動車 ○軽トレーラー	○住居表示変更通知書 又は、住居表示変更 証明書 ○車検証 ○使用者の印鑑 ○所有者の印鑑	軽自動車検査協会 福島事務所 福島市吉倉字谷地 18 番 1 Tel (050) 3816-1837	実施日以降、すみ やかに手続きを お願いします。	○所有者 又は使用者 ○代理人 (委任状は 不要です)

◎ お手数ですが、詳細につきまして申請先へご確認のうえ、お手続きください。

※ 上記以外に下記の代行機関をご利用できますが、代行手数料が必要になります。

会津若松自家用自動車組合 所在地 会津若松市館馬町 12 番 18 号
電 話 (0242) 27-0210

【パスポート】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が)
○パスポート	パスポートの最終ページ【所持人記載欄】の現住所を二重線で消し、余白に 新住所をご自身で記入して下さい。 ※不明な点がある場合は、パスポートコーナー会津若松窓口 (Tel 29-5220) へ お問い合わせください。			

【その他】

- ① 勤務先、銀行、保険会社などで住所変更が必要になる場合もありますので、お手数ですが関係先へお問い合わせのうえ、手続きをお願いいたします。
- ② 各種手続きのうえで、業者等に代行を依頼する場合、代行費用についてはご負担願います。

●平成 28 年 9 月 8 日以降、ご自分で住所変更の手続きをしていただく主なもの

不動産（土地・建物）】

事 項 (こういうことは)	必要書類等 (何を持って)	申請先 (どこへ)	手続きの期限 (いつまでに)	申請できる方 (誰が) ⑨
○不動産（土地・建物） 所有者の住所変更登記 ○抵当権者等の住所変更 登記	○ 住居表示変更証明書 ○登記申請書 ○印鑑（認印）	福島地方法務局 若松支局 TEL 27-1501 (登記部門) 他、土地・建物 の所在を管轄す る法務局	特に期限はありま せんが、 売買・贈 与・抵当権設定等 をする時には変更 が必要になります ので、必要に応じ て手続きをお願い します。	○本人 ○資格者代理 人（司法書 士） ○法定代理人 (成年後見人 等)

※住居表示による住所変更登記申請に伴う登録免許税は、「住居表示変更証明書」を添付すれば免除されます。

⑨ 司法書士の資格を有しない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、登記に関する手続を代理する行為は、司法書士法第 73 条第 1 項の規定違反となり、それを違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処される場合があります（司法書士法第 78 条第 1 項）。

－不動産所有者の住所変更登記申請書記載方法－

今回の住居表示実施区域内にお住まいの方で、不動産をお持ちの方は、登記簿に記載されている「所有者の住所」の変更手続きをしてください。下記及び次ページの注意事項及び 14、15 ページの記入例を参照のうえ、登記申請書の用紙に必要事項を記入して申請して下さい。申請先は、お持ちの不動産が今回の住居表示変更区域内にある場合は、福島地方法務局若松支局。それ以外の地区にある場合は、その不動産を所轄する法務局となります。**※なお、平成 28 年 9 月 8 日以降に、手続きをしてください。**

◇申請書記載にあたってのお願い

- (1) 登記申請書の用紙はすべての世帯にお配りいたします。不足する場合はコピー(A4)してご利用ください。
- (2) 不動産の表示の記載は、法務局の登記記録と合致しなければなりません。お手持ちの権利証・登記事項証明書・登記事項要約書等で確認してください。所在は、**住居表示実施後**の所在となります。（登記事項証明書、登記事項要約書の交付は有料ですのでご注意ください）
- (3) パソコン（ワープロ）等で作成していただいても結構です。
紙質は長期間保存できる、**A4判の上質紙**などを使用してください。
- (4) 手書きの場合、文字は黒ボールペン等ではっきりと記入してください。
鉛筆は使用できません。
- (5) 申請書は添付書類と共に左とじにして提出してください。

◇書式の説明

所有者の登記上の住所を、住居表示の実施後の住所に一致させるために、住所変更の登記（登記名義人の住所についての変更の登記といいます）をする必要があります。

- (1) 原因の日付は住居表示変更証明書に記載されている住居表示の変更期日を記載してください。（登記上の住所が住居表示変更証明書の「実施前」と一致している場合に限りです。それ以外のときは下記の◇その他（3）を参照してください。）
- (2) 所有者の現在の住所及び氏名を記載し、末尾に押印（認印）します。
- (3) 所有者が複数の場合は変更後の事項欄に、共有者〇〇〇〇の住所を記載してください。
- (4) 申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合は、登記所の担当者から連絡をするため、日中連絡のとれる電話番号を必ず記載してください。
- (5) **住居表示変更証明書の添付があれば、登録免許税は無料**です。
不動産の表示は登記事項証明書の記載のとおり正確に記載してください。

◇手続きに必要なもの

- (1) 登記申請書 …次ページの「記載例」を参考にしてください。
- (2) 住居表示変更証明書
- (3) 印鑑（認印） …念のため、登記申請書に押印したものと同一印鑑を持参してください。

◇その他

- (1) 代理人による申請手続きには代理権限証書（委任状、後見登記事項証明書等）が必要です。
- (2) 抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方も手続きが必要です。
- (3) 現住所（住居表示実施前の直近の住所）と登記簿に記載されている住所が異なるときは、その移転等の経過を証明するもの（住民票など）が必要です。また、申請書の記載も記入例とは異なりますので、不明な点はお問い合わせ願います。
- (4) 郵送による申請もできます。申請書を郵送する場合は、以下のものを同封し、封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。
① 登記申請書、② 住居表示変更証明書、③ 返信用封筒
(392円切手を貼付の上、封筒の表面には、郵便番号・住所・氏名を記入して下さい)

※登記が完了すると、登記完了証を返送します。

◇お問い合わせ先（相談は予約制です。）

〒965-0873 会津若松市追手町6番11号 会津若松合同庁舎内
福島地方法務局若松支局 TEL 27-1501（登記直通）

**申請書
記入例**



↑ 5 cm以上
余白を空けて
下さい ↓

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更
原因 平成28年8月8日住居表示実施
変更後の事項 住所 **会津若松市幕内南町〇番〇号**

申請人 (住所) **会津若松市幕内南町〇番〇号**

(氏名) **若松 太郎** ㊞

連絡先の電話番号 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇**
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

登記完了証は、申請人 の住所地に郵送願います。
申請代理人

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請 福島地方法務局 若松支局 御中

添付情報 登記原因証明情報 代理権限証書(代理申請の場合)
登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示

不動産番号

所在地 **会津若松市幕内南町**
〇〇〇番〇

地目 **宅地**

地積 **〇〇〇. 〇〇㎡**

不動産番号

所在地 **会津若松市幕内南町〇〇〇番地の〇**
〇〇〇番〇

種類 **居宅**

構造 **木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建**

床面積 **1階 〇〇. 〇〇㎡**

2階 〇〇. 〇〇㎡

略さないで正確に記入

認印

日中の連絡先

提出日

- 登記事項のとおり正確に記入。
- 権利証又は登記事項証明書、登記事項要約書で確認。
- 所在は住居表示変更後の所在を記入。

※**赤文字**は申請者が記入してください。

※不動産は土地地番で管理します。基本的に町名のみが変わります。
例) 神指町大字南四合字幕内南12番3 ⇒ 幕内南町12番3

委任状の記入例

委任状

代理人の住所・氏名

私は、住所 **会津若松市〇〇町〇〇番〇〇号**

氏名 **法務 次郎**

を代理人と定めて、

下記の登記申請に関する一切の権限を委任します。

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成28年8月8日住居表示実施

変更後の事項 住所 **会津若松市幕内南町〇番〇号**

不動産の表示

- 1, **会津若松市幕内南町〇〇〇番〇の土地**
- 2, **会津若松市幕内南町〇〇〇番地の〇 家屋番号〇〇〇番〇の建物**
- 3,
- 4,
- 5,

申請者の住所・氏名

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所 **会津若松市幕内南町〇番〇号**

氏名 **若松 太郎** ⑩

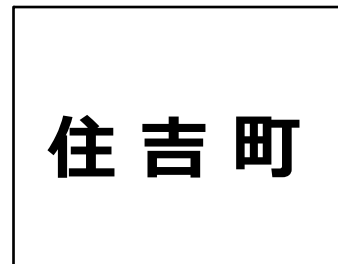
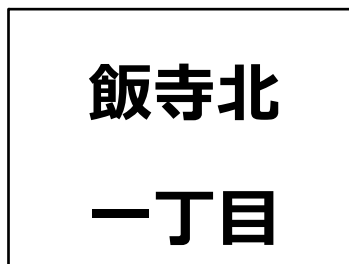
認印

⑩ 司法書士の資格を有しない者が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、登記に関する手続を代理する行為は、司法書士法第73条第1項の規定違反となり、それを違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される場合があります（司法書士法第78条第1項）。

9. 町名表示板、住居番号表示板の取付け

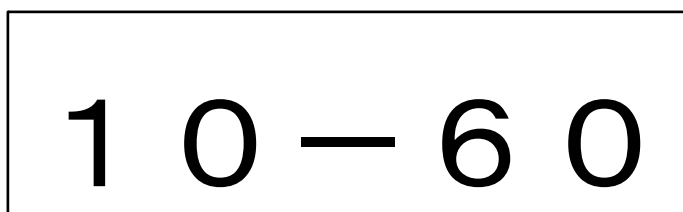
町名表示板、住居番号表示板については、家や事務所などの出入口や門柱等の道路から見やすいところに取付けます。市の委託業者が取り付けに伺いますので、ご協力をお願いします。

【町名表示板】
(縦6 cm×横6 cm)



【住居番号表示板】

住居番号が2桁以下の場合：縦6 cm×横12 cm
住居番号が3桁の場合：縦6 cm×横15 cm

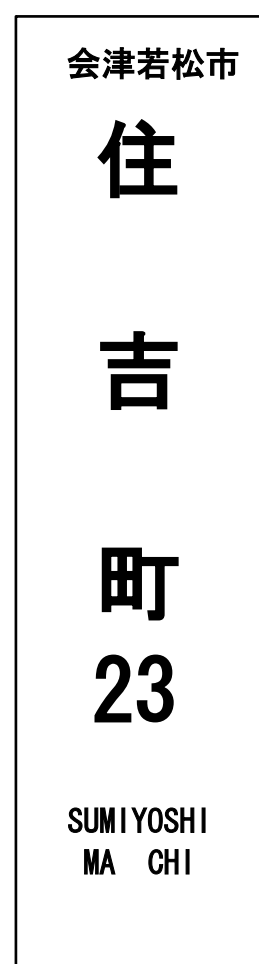
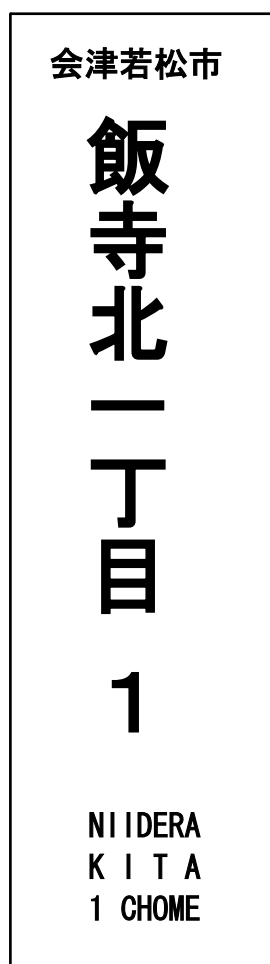
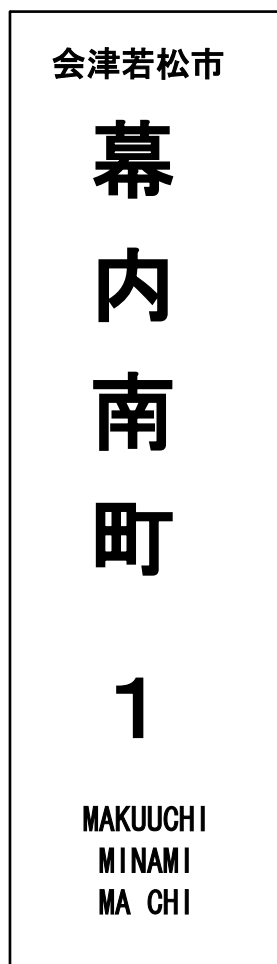


※ 街区表示板の取付け

各街区の角付近に、町名と街区符号を表す街区表示板を取付け分かりやすくします。市の委託業者が取り付けますので、ご協力をお願いします。

【街区表示板】

(縦66 cm×横12 cm)



10. 新築・改築をした場合は「住居番号付番届」が必要になります。

平成28年8月8日以降に新築・改築をされる場合は、**住居番号付番届**を竣工の一ヶ月前を目途に市民課へ届出て下さい。これは、住所の表示に用いる住居番号を決めるもので、水道・ガス・電気工事等の申込み、転居・転入の手続きにも必要になります。

○「住居番号付番届」に必要な書類

- ① 住居番号付番届の申請用紙 …市民課「②番窓口」にあります。
- ② 新・改築建物の**案内図** …付近の見取り図、住宅地図のコピーなど
- ③ // **配置図** …敷地と建物の配置を示す図面
- ④ // **平面図** …建物の**すべての階数**について添付してください。
- ⑤ // **公図** …法務局より取り寄せた図面のコピーを添付して下さい。

※②～⑤の図面については、**建築確認申請の添付図面**のコピーで支障ありませんが、必ず**原寸でコピー**してください。

※インターネットで公図をダウンロードする場合、必ず**A3用紙縦**に印刷して下さい。

※ハウスメーカー等の代理申請もできます（委任状は不要）

○住居番号が決まりますと、通知書と町名表示板・住居番号表示板を交付いたします。届出頂いてから住居番号が決まるまで1週間ほどかかりますので、お早めに届出て下さい。

11. 住民の皆様へお届けするもの

(1) 住居表示の実施に伴い、下記の関係書類を各世帯・各事業所にお届けします。

新しい住居表示のおしらせ	このパンフレットです
新旧対照案内図	新住所と旧住所の対照図です。
登記申請書・登記申請書記載例	不動産所有者の住所変更登記申請書になります。
個人番号カード交付申請書	8月8日以降に個人番号カードを申請する方がご使用ください。
住居表示変更証明書交付請求書	住居表示変更証明書を請求する様式です。
住所変更手続きチェックリスト	ご自分で住所変更手続きが必要な方がチェックするリストです。 (必要であれば、ご活用ください)

※ 各事業所には、上記のほか「会社等変更登記の手引き」を同封します。

※ 申請書が不足する場合には、コピーしてご利用ください。

※ 証明書は、市民課、支所、市民センターの窓口でご請求ください。

(2) 郵送にて別途送付するものは以下のとおりです。

住居表示変更通知書	あなたの新しい住所をお知らせするものです。 住居表示変更に伴う諸手続きの際、証明書としても使用できます。
本籍更正通知書 (実施区域内に本籍がある方)	本籍の変更をお知らせするものです。住居表示実施区域内に本籍がある方に、市民課から戸籍の筆頭者あてに郵送されます。